

第 1 2 次函館市交通安全計画の策定について

1 計画の位置づけ（関係条項を抜粋）

① 交通安全対策基本法（昭 45 年公布・施行，令 5 年最終改正） 関係資料（資料 6）1 ページ

交通安全対策の総合的・計画的な推進を図るため，交通安全計画の策定や施策の基本を規定

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は，都道府県交通安全計画に基づき，市町村交通安全計画を策定することができる。※令 5 年に「努めるものとする」から改正

2 （略）

3 市町村交通安全計画は，おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか，市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

② 函館市交通安全対策会議条例（昭 46 年公布・施行，令 3 年最終改正） 関係資料（資料 6）2 ページ

交通安全対策会議の設置，所掌事務，組織について規定

（所掌事務）

第 2 条 会議は，次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 函館市交通安全計画を作成し，及びその実施を推進すること。

③ 函館市交通安全条例（平 16 年施行） 関係資料（資料 6）6～8 ページ

交通事故のない安全な市民生活を実現するため，市における交通安全の基本理念，施策の基本的事項を規定

（基本理念）

第 2 条 交通安全は，人命の尊重を基本に，市民一人一人が交通に関する法令を遵守すること，交通安全に対する理解を深めることができるよう多様な機会を提供することおよび市民の自主性を尊重することにより確保されなければなりません。

2 交通安全は，地域の特性を踏まえ，道路の交通環境の整備を図るとともに，交通安全に配慮したまちづくりを進める中で確保されなければなりません。

（市の責務）

第 3 条 市は，前条の基本理念にのっとり，交通安全に関する総合的な施策を策定し，これを実施します。

2 計画の策定状況

本市では，これまで 11 次にわたり，陸上交通（道路，鉄道，踏切道，軌道）にかかる交通安全計画を策定し，多様な主体による交通安全対策を総合的・計画的に推進してきた。

○第 1 1 次函館市交通安全計画（令和 3～7 年度）

（第 2 章 道路交通の安全から）

- ・主な施策 交通環境の整備，交通安全思想の普及徹底，安全運転の確保など
- ・目標 令和 7 (2025) 年度までに ①年間の 24 時間死者数ゼロ ②傷者数をさらに減少
- ・実績 第 11 次・第 10 次計画の各 5 か年平均比較

区分	第 11 次計画 (A)	第 10 次計画 (B)	差引 (A - B)
事故件数	4 3 3 件	5 6 0 件	△ 1 2 7 件
死者数	4. 4 人	4. 2 人	0. 2 人
傷者数	5 0 5 人	6 5 9 人	△ 1 5 4 件

3 国の主な動向

時期（施行日等）	内 容
令和3年8月4日	・通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策を決定
令和4年5月13日	・高齢運転者の免許更新時における運転技能検査（実車試験）の導入（75歳以上で一定の違反歴のある者）
令和5年4月1日	・自転車乗車用ヘルメット着用努力義務の対象拡大（すべてに）
令和5年12月1日	・安全運転管理者の検知器を用いたアルコールチェックの義務化
令和6年11月1日	・自転車の「走行中の携帯電話等使用」と「酒気帯び運転」が厳罰化
令和8年4月1日	・自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が適用（16歳以上） ・自転車追抜き時の安全を確保するための規定が新設
令和8年9月1日	・生活道路における自動車の法定速度の引き下げ（30 km/時）

4 第12次北海道交通安全計画（素案）（令8～12年度）における主な新規施策

- ・外国人の交通安全対策・交通安全教育の推進
- ・信号機のない横断歩道での「ハンドサインでストップ運動」の推進
- ・妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進
- ・「ながらスマホ」対策の強化
- ・シートベルトの正しい着用の徹底（後部含む全ての座席，児童含むチャイルドシート）
- ・自転車の交通反則通告制度（青切符）導入を踏まえた安全対策の強化と広報啓発
- ・生活道路における法定速度引き下げの広報啓発
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の鉄道利用者への周知

5 函館市における第12次計画の策定について

- 交通安全対策基本法の改正により，市町村交通安全計画の策定は，努力義務規定から「できる」規定となったが，函館市交通安全条例における「市の責務」を踏まえるほか，
 - ・道路交通法改正や外国人運転者の増加など社会情勢への対応
 - ・近年の高齢歩行者，高齢運転者，自転車利用者の交通事故の増加
 - ・行政・関係団体・市民など地域ぐるみの交通安全対策の推進
 など多くの課題に取り組むため，第11次計画に引き続き，「第12次函館市交通安全計画（令和8～12年度）」を策定し，総合的に施策を実施してまいりたい。
- 今後のスケジュール予定

時 期	会 議	協議内容等
6月30日(火)	第1回対策会議	第11次計画の評価，第12次計画の策定
7月下旬	第1回幹事会	第12次計画（たたき台）提示・意見交換 →→ 対策会議構成機関からの意見集約
8月下旬	第2回幹事会	第12次計画（素案）の協議・決定
9/月上旬～10/月上旬		パブリックコメント →→ 計画（素案）調整
10月下旬	第3回幹事会	第12次計画（案）の協議
11月中旬	第2回対策会議	第12次計画の決定